

出版物の転載許諾についての覚書

1. 許諾を要する出版物 《本会に著作権が帰属している出版物》

① 定期刊行物

日本機械学会誌 (略 学会誌)

日本機械学会論文集 (略 論文集)

JSME International Journal (略 Journal)

② 本会発行の書籍、分科会報告書、および委託出版物

2. 許諾申請内容 《つぎの事項が明記されていなければならない》

① 申出（責任）者名

② 転載許諾を受ける本会出版物名とその転載箇所

③ 転載する出版物名、発行予定年月日および発行予定部数

④ 編集者（編者）

⑤ 発行社（者）

3. 許諾承認審議 《許諾承認は編修理事会で行う》

対 象 物	審 議 内 容
定期刊行物	第三者から記事・論文等の複製あるいは転載に関する許諾の要請があった場合は、編修理事会において著作者の権益を考えながら、著作者に代わって許諾する。 ただし、全文転載の場合は原著作者の了解を必要とする。
書籍および分科会報告	編修理事会でその都度審議する。 ただし、次の場合は許諾の承認はしない。 ① 合計ページ数が1冊の本に対して著しく多い場合 ② 合計図・表数が1冊の本に対して著しく多い場合 ③ 許諾する対象箇所がその対象（出版）物の重要部分である場合 例えば、蒸気h-s線図*等（*h-s線図の転載については別に定める）

4. 許諾のあり方

① 著作権の所在を明確にする。

② 転載箇所の開示のため転載した出版物を1冊送付させる。

ただし、会員よりの申請の場合は免除する。

5. 著作者自身の所属機関での使用

著作者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）で、自分の論文や発表資料等を、電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への許諾申請は免除することとする。

[1987. 6. 1 編修理事会承認]

[2006. 9. 8 編修理事会改正]